

資 料 目 次

第 1 回 福井県最低賃金専門部会（R7.7.31）

項番	資 料 名	頁
1	福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会運営規程	2
3	福井県最低賃金に係る審議事項	4
4	福井地方最低賃金審議会（専門部会）審議日程表	5
5	福井県最低賃金と生活保護との比較について	6

福井地方最低賃金審議会 福井県最低賃金専門部会委員名簿

(令和 7 年 7 月 31 日現在)

	氏 名	現 職
公益 代表	井 花 正 伸	弁護士
	佐 藤 哲 也	(株) 福井新聞社 論説副委員長
	廣 瀬 弘 毅	福井県立大学経済学部 教授
労働 者代 表	杉 田 公 太 郎	ＵＡゼンセン福井県支部 次長
	中 澤 健 太	(連合) 福井県連合会 嶺南地域協議会 事務局長
	山 田 佐 智 生	(連合) 福井県連合会 副会長 (電機連合) 福井地方協議会 事務局長
使用 者代 表	豊 嶋 雅 子	元フクビ化学工業 (株) 取締役
	西 澤 弘 純	福井県中小企業団体中央会 専務理事
	山 埜 浩 嗣	福井県経営者協会 専務理事

(五十音順)

**福井地方最低賃金審議会
福井県最低賃金専門部会運営規程**

(規程の目的)

第1条 この規程は、福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福井労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を開催しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の理由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に速報するものとする。

2 委員は、旅行その他の理由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定

の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第7条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を福井地方最低賃金審議会会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は令和3年7月28日から施行する。

福井県最低賃金に係る審議事項（下線部）

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 最低賃金額
1 時間 円
- 5 この最低賃金において算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 月 日

福井県最低賃金専門部会 審議日程表

回数	日時	審議内容	場所・会場
第 1 回	7 月 31 日（木） 13 時 30 分～	1 福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会運営規程（案）について 2 福井県最低賃金に係る審議事項について 3 今後の審議の進め方について 4 福井県最低賃金と生活保護との比較について	福井県国際交流会館 2 階 第 1・第 2 会議室
第 2 回	8 月 4 日（月） 13 時 30 分～	1 目安報告（目安答申が 7 月 31 日以降の場合） 2 最低賃金額について	福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室
第 3 回	8 月 5 日（火） 10 時 00 分～	1 最低賃金額について	福井春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室
第 4 回	8 月 7 日（木） 13 時 30 分～	1 最低賃金額について 2 結審 3 専門部会報告（案）について	
（予備日）	8 月 8 日（金） 10 時 00 分～	1 最低賃金額について 2 結審	
	8 月 12 日（火） 10 時 00 分～	3 専門部会報告（案）について	福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

※ 第 1 回専門部会は、終了後、同会場にて、第 521 回審議会を開催予定。

※ 第 5 回専門部会は、第 4 回専門部会の審議状況により、いずれかで開催予定。

(案)

生活保護と最低賃金の比較について(令和5年度 福井局)

I 前提

- 若年単身 → 生活保護基準では 18～19 歳・単身世帯
 - 福井県の場合
 - ・冬季加算地区 → IV区
 - ・県内級地別人口 → 2級地－1: 262,328 人 (福井市)
3級地－1: 460,694 人 (敦賀市、小浜市ほか 9 市町)
3級地－2: 43,841 人 (今立郡、三方郡ほか 3 町)
計 766,863 人
- ※令和2年国勢調査による市町別の人口

II 生活保護

(1)生活扶助基準

①第1類費＋第2類費(冬季加算を除く)

$$(72,430 \text{ 円} \times 262,328 \text{ 人} + 70,080 \text{ 円} \times 460,694 \text{ 人} + 67,740 \text{ 円} \times 43,841 \text{ 人}) \\ \div 766,863 \text{ 人} = \underline{70,750.1 \text{ 円}}$$

②冬季加算(1か月平均) 11 月から4月まで6か月間支給

$$\text{IV区: } 6,790 \text{ 円} \times 6 \div 12 = \underline{3,395.0 \text{ 円}}$$

※IV区の冬季加算期間は11～4月の6か月間である。冬季加算については、令和5年度の計算においては、令和5年4月及び同年11月から令和6年3月までに支給される冬季加算額で計算している。

③期末一時扶助費(1か月平均) 12 月のみ支給

$$\begin{aligned} &2\text{級地－1: } 12,880 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 1,073.3 \text{ 円} \\ &3\text{級地－1: } 11,610 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 967.5 \text{ 円} \\ &3\text{級地－2: } 10,970 \text{ 円} \times 1 \div 12 = 914.1 \text{ 円} \\ &(1,073.3 \text{ 円} \times 262,328 \text{ 人} + 967.5 \text{ 円} \times 460,694 \text{ 人} + 914.1 \text{ 円} \times 43,841 \text{ 人}) \\ &\div 766,863 \text{ 人} = \underline{1,000.6 \text{ 円}} \end{aligned}$$

生活扶助基準(1類費及び2類費(合算額)＋冬季加算＋期末一時扶助費)

$$\begin{aligned} &= \text{①} + \text{②} + \text{③} \\ &= 70,750.1 \text{ 円} + 3,395.0 \text{ 円} + 1,000.6 \text{ 円} = \underline{75,145.7 \text{ 円}} \end{aligned}$$

(2)住宅扶助実績値(世帯人数1人の値)

$$\text{住宅扶助実績値 } \underline{20,350.2 \text{ 円}}$$

(案)

※令和5年度被保護者調査 年次調査(個別調査)第3-10表にて
((県)14,534.2 円×1,202 世帯 + (福井市)24,168.3 円×1,831 世帯)÷3,033 世帯

(3)生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上(1)、(2)より、

生活扶助基準+住宅扶助実績値=75,145.7 円+20,350.2 円=95,495.9 円

Ⅲ 最低賃金との比較

時給 931 円(令和5年度福井県最低賃金)で月 173.8 時間(週 40 時間)働いた場合の1か月の収入(手取額)は、

931 円×173.8 時間×0.807[※]=130,579 円(1円未満四捨五入)

※0.807は、岩手県の令和5年度最低賃金額 893 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

したがって、生活保護と最低賃金の差額は、

生活保護ー最低賃金(手取額)=95,496 円－130,579 円=△35,083 円

となるため、最低賃金が生活保護の水準を上回っている。この差額を 173.8 時間で割って1時間あたりとし、0.807 で割って手取額から額面に換算すると、
△35,083 円÷173.8 時間÷0.807=△250 円/時間(小数点以下四捨五入)
となる。